

文京ソコヂカラ商店街エリアプロデュース事業委託

プロポーザル募集要項

1 募集目的及び事業概要

人手不足などの商店街を取り巻く課題などに対応するため、商店街の組織力強化や活性化に関する具体的な企画・立案から関与する専門プロデューサーを設置し、区内商店街等に対して活性化支援を行う。

本事業は、地元商店街の課題抽出、対応策の検討及び実施までの総合的支援を行う事業である。当該分野において知識と経験を有し、様々な商店街施策に精通した事業者から、社会情勢や商店街の地域特性に応じた実効的、効果的な提案を募集する。

2 業務委託内容

仕様書（案）のとおりとする。

3 提案限度額

7,565千円（税込み）

※提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。

※提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

4 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

5 参加資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 選定スケジュール

募集要項の公表 11月12日（火）

提出書類の配布期間 11月12日（火）から12月3日（火）まで

質問受付期間 11月12日（火）から11月26日（火）17時まで

質問に対する回答期限（中間） 11月22日（金）

プロポーザル参加希望書の提出期限 11月26日（火）17時まで

質問に対する回答期限（最終） 11月29日（金）

提案書類の提出期間 12月2日（月）から12月4日（水）17時まで

第一次審査（書類選考）	12月中旬
第一次審査結果通知	12月下旬
第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和7年1月下旬
最終結果の通知	令和7年2月下旬
契約締結	令和7年4月1日(火)

7 提出書類の配布

(1) 期間

11月12日（火）から12月3日（火）まで

(2) 方法

区ホームページからダウンロードすること。

（お役立ちリンク（事業者向け）→事業者向けプロポーザル→文京ソコヂカラ商店街エリアプロデュース事業委託）

8 プロポーザル参加希望書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加希望書（様式第1号）を必ず提出すること。

なお、受付期間に参加希望書の提出がない場合は、参加申込書及び提案書類は受け付けない。

(1) 受付期間

令和6年11月26日（火）17時まで

(2) 提出方法

電子メール本文に事業者名、担当者氏名、連絡先を明記の上、「プロポーザル参加希望書」を作成してメールフォームに添付し、次の件名により文京区区民部経済課のメールアドレスまで送付すること。また、電子メール送信時に開封確認設定を行うこと。

文京区区民部経済課メールアドレス：b201000●city.bunkyo.lg.jp

（注）●を@に変換して使用してください。

件名「文京ソコヂカラ商店街エリアプロデュース事業委託：プロポーザル参加希望」

9 質問・回答

本件に関する問合せ及び質問がある場合は、次のとおりとする。

(1) 受付期間

11月12日（火）から11月26日（火）17時まで

(2) 受付方法

電子メール本文に事業者名、担当者氏名、連絡先を明記の上、「質問書」を作成してメールフォームに添付し、次の件名により文京区区民部経済課のメールアドレスまで送付すること。また、電子メール送信時に開封確認設定を行うこと。

文京区区民部経済課メールアドレス：b201000●city.bunkyo.lg.jp

（注）●を@に変換して使用してください。

件名「文京ソコヂカラ商店街エリアプロデュース事業委託：プロポーザル質問」

なお、電子メール以外による問合せ及び質問は受け付けない。

- (3) 11月19日(火)(中間締切日)までに受け付けた問合せ及び質問は、可能な限り、11月22日(金)までに区ホームページにて回答する。また、中間締切日以降から11月26日(火)17時までに受け付けた問合せ及び質問等については、11月29日(金)にプロポーザル参加希望書を提出した全事業者に電子メールにより回答する。

10 応募方法

(4) に示した提出期間中に、「企画提案書等作成要領」及び「仕様書(案)」を参考に次の書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 参加申込書(様式第2号)	1部
イ 企画提案書(様式第3号、10ページ以内)	原本1部 副本6部
ウ 業務受託実績(様式第4号)	
エ 見積書(指定様式なし、A4判)	1部
オ 審査結果通知用の返信用封筒 (長形3号 宛先記入、110円切手を貼付したもの)	1部

(2) 提出体裁

参加申込書に(1)イからエまでの書類を指定部数添えて提出すること。

提出書類のうちイ及びウは、両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付し、左側2箇所をステープラー等で留めること。また、用紙方向を横長とするページがあるときは、用紙の上側を左とすること。

なお、(1)イ及びウについては事業者の名称その他事業者が特定される情報を記載しないこと。やむを得ず記載する場合は、副本の当該箇所を黒く塗抹すること。

(3) 提出場所及び提出方法

区民部経済課(文京シビックセンター地下2階北側)へ持参すること。

郵送その他の方法により提出された書類は、無効とする。

なお、提出者は本委託業務に従事する者とする。

(4) 提出期間

12月2日(月)から12月4日(水)までの9時から17時まで

11 選定方法及び結果通知

選定はプロポーザル方式により、選定委員会によって下記のとおり審査する。

(1) 第一次審査

第一次審査は、委託候補事業者から提出された企画提案書等を基に書類選考を行い、委託候補事業者を上位3者程度選定する。

(2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された委託候補事業者から、企画提案書等に基づき1事業者当たり15分以内でプレゼンテーションを行う。その後選定委員から15分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションは、本件の中心的役割を担う者が行うこと。また、プレ

ゼンテーションに際しては、区が用意するプロジェクター及びスクリーンを利用することができるが、パソコン、その他周辺機器については事業者で用意すること。

また、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入、110円切手を貼付したもの）を提出すること。

（3）委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

なお、第一次審査、第二次審査の合計評価点が一定基準に満たない事業者は、順位にかかわらず委託候補事業者として選定しないこととする。

（4）結果の通知

第一次審査及び第二次審査による選定結果は、参加事業者に対し書面により通知する。

（5）選定結果の公表

審査の透明性を図るため、選定結果については、次の項目を区ホームページで公表する。

- ア 事業名
- イ 業務概要
- ウ 所管課の名称及び所在地
- エ 選定した日
- オ 契約交渉順位第1位の氏名及び住所
- カ 契約交渉順位第1位の者が提案した見積金額
- キ 選定結果一覧（参加者名を管理番号に置き換えたもの）
- ク その他必要である事項

12 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条各号の非公開情報を除き、公開する。

なお、公開の可否は区が判断する。

13 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届を令和6年12月11日（水）午前10時までに、参加申込書の提出先まで提出すること。

14 参加申込書等の無効・失格

- （1）企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- （2）参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- （3）提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。
- （4）持参以外の方法により参加申込書等が提出された場合は、無効とする。
- （5）選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、当該事業者を失格とする。

(6) (1) 及び (5) の場合においては、指名停止取扱要綱に基づき指名停止を行うことがある。

15 契約

契約に当たっては、提案内容に基づき、契約交渉順位第1位の委託候補事業者と仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第1位の委託候補事業者との協議が不調となったと区が判断した場合は、契約交渉順位第2位の委託候補事業者を繰り上げ、協議を行う。

16 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 提出された参加申込書等は、事業の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限後における参加申込書等の差し替え及び再提出は、原則として認めない。

17 事業担当

文京区区民部経済課産業振興係 間仲・並松

電話：03-5803-1173 FAX：03-5803-1936